

【別紙様式】

水俣市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	学校給食会計補助金		
総事業費 (千円)	10,868千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	10,868千円
事業概要	<p>①目的 コロナ禍の食材費高騰による給食費の値上げや、食材費の切りつめ等を防ぐために、高騰分に補助金を支給し、子育て世帯の負担軽減を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 学校給食会計における令和5年度食材費のうち、現在の給食費で負担できる水準を超えた金額として、以下の算式により積算した額を補助する。 ( (1食当たり食材費) - (1食当たり給食費のうち運営費に充当するものとされている金額を除いた額) ) × 食数 = (284.6円 - 250.6円) × 319,630食 = 10,868千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 水俣市学校給食センター運営委員会 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 今年度、物価高騰により、学校給食会計の採算が悪化する恐れがあるが、当該会計は、学校給食法に基づき、本市の小中学校の給食を提供するために設けられたものであり、当該会計がひっ迫した場合、給食費の値上げや食材の切りつめ等を行わざるを得なくなる。そのため、当該会計の運営を行う水俣市学校給食センター運営委員会を交付対象者として、必要な支援を行うものである。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、給食費の値上げや食材費の切りつめ等を回避することができ、学校給食の安定的な供給が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>学校給食会計において、コロナ禍の食材費高騰による学校給食会計のひっ迫により、給食費の値上げや食材費の切りつめ等を行わざるを得ない場合、子育て世帯への負担が懸念される。</p> <p>水俣市学校給食センター運営委員会を交付対象者として補助金を交付し、学校給食費の値上げや食材費の切りつめ等を防ぎ、学校給食の安定的供給を支援する本事業は、コロナ禍の食材費高騰の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		